

最近の状況につき、2点報告させていただきます。ひとつは過疎法の改正であり、もうひとつは過疎債の活用についてであります。

第1点目の過疎法の改正につきましては、今国会において、衆議院、参議院ともに全会一致で可決されて成立し、4月1日に施行されたところであります。

この改正により、新たに22の市町村が過疎地域に追加され、現在、797市町村が指定されております。

また、過疎債の対象施設として、貸工場や地域鉄道、一般廃棄物処理施設など8施設が追加されました。

今回の法改正は、このように我々が要望してまいりました内容に沿ったものであり、大変ありがたい結果になっております。

法改正にご尽力いただいた国会議員の先生方、総務省をはじめとする関係省庁の皆様方に厚くお礼申し上げます。

また、これまで過疎連が一丸となって行動していただいたお蔭でありまして、理事及び会員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます

次に過疎債の地方債計画上の発行枠につきましては、このところ、毎年度、増額され、最近、H22～H26の4年間で枠が900億円増えて、今年度は3600億円となっております。

他方、今回の改正で過疎団体、対象事業が追加されておりますので、今後も引き続き、必要な額が確保されるよう要望してまいります。この点が大変、大事であります。

また、過疎債ソフト分については、一昨年度より発行限度額が緩和されましたが、その活用状況には、依然として、市町村により大きな差があります。

私どもとしましては、過疎債の有効性について会員の皆様によく周知し、様々な過疎対策に効果的に活用されるよう働きかけていく考えであります。

総務省におかれましても、関係の過疎市町村に対して、引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。

